

- 1 開催年月日 : 平成 29 年 11 月 27 日 (月) 午前 10 時から
- 2 開催場所 : 八丈島一般廃棄物管理型最終処分場管理棟
- 3 委 員 : 全委員 15 名 (出席委員 13 名、欠席委員 2 名)
- 4 内 容
 - ・座長の挨拶
 - ・東京都島嶼町村一部事務組合 (以下、一組) 事務局長挨拶
 - ・各委員の自己紹介
 - ・本日の進め方について、次のように一組委員から説明
 - (1) 処分場の維持管理についての確認、その他報告を要する事項
 - (2) 意見交換
 - (3) 埋立地の視察

- (1) 処分場の維持管理についての確認
次の資料を使用して一組委員が説明

<事前配布資料>

- ・維持管理資料 1 : 受入一覧
- ・維持管理資料 2 : 埋立一覧
- ・維持管理資料 3 : 埋立量集計表
- ・維持管理資料 4 : 水質検査採取箇所図
- ・維持管理資料 5-1 : 水質検査結果 (上流側モニタリング井戸)
- ・維持管理資料 5-2 : 水質検査結果 (下流側モニタリング井戸)
- ・維持管理資料 5-3 : 水質検査結果 (浸出水)
- ・維持管理資料 5-4 : 水質検査結果 (放流水)
- ・維持管理資料 6-1 : 平成 28 年度点検記録
- ・維持管理資料 6-2 : 平成 29 年度点検記録

<当日配布資料>

- ・資料 1-1 : 地下水モニタリング概念図
- ・資料 1-2 : 水処理機能チェック概念図
- ・資料 2 : 一般廃棄物管理型最終処分場に法令上必要とされている水質検査について
- ・資料 3 : 水質モニター (八丈島 上流側観測井戸と下流側観測井戸)
- ・資料 4 : 水質モニター (八丈島 浸出水と放流水)
- ・資料 5 : 三原山の地下水と水道水源
- ・資料 6 : 放流水と水道水源の塩化物イオン濃度の継時的推移
- ・資料 7 : 埋立量
- ・資料 8-1 : 八丈島処分場町村別廃棄物受入量経年実績
- ・資料 8-2 : 平成 29 年度受入実績 (重量)

<その他報告を要する事項>

- ・資料①～資料⑥

- (2) 意見交換
最初に、事前質問 (1. ~ 4.) について、次の資料等を使用して一組委員が説明
 - ・「焼却灰の埋立方法」
 - ・「降雨量と浸出水量のグラフ」

事前質問

1. 本年7月に提出した質問書と回答について、委員全員で共有して頂きたいと説明をお願いします。
 - 1) 臨時運営協議会開催と質問についてお願い。
 - 2) 臨時運営協議会開催と質問についてお願い。回答。

(回答)

本日、委員の方にご報告させていただきました。

- 3) 運営協議会委員と八丈町民に広報をお願いしましたがどのようにになりましたか。

(回答)

本件は、運営協議会資料として島嶼一組ホームページで後日公開させていただきます。

- 4) 三宅島からの焼却灰が主灰と飛灰の混合だった件を、「広報で住民に知らせる。」というお話してしたがどのようにになりましたか。

(回答)

本件は、補足説明が必要で、焼却灰には主灰・飛灰・混合灰と大きく3つの種類があり、これを搬出する時に袋の種類を表示してもらうことになっているが、三宅の灰は袋の表示と中身の灰の種類が違っていたので、これは問題であって広報すべきではないかという主旨です。島嶼一組では、灰の種類は全ての袋を開いて中身を確認してその種類を判断してから、それぞれの灰を適切な方法で埋め立てており、これは灰の種類によって埋立の仕方を変えているためにそのように区別の判断をしているものですが、決して袋を開けずに袋の表示のみを鵜呑みにして行っているわけではなく、表示と中身が違っていた場合は各町村に注意指導しますが、表示と中身が違っていた場合があったからといって、直ちに特段の問題や支障があるというわけではありません。

2. 安全管理マニュアルについて教えて下さい。

- 1) 埋立作業について

埋立作業は「遮水シートを破損する恐れのある廃棄物は（鋭利なもの、堅いものなど）は、目視確認の上除去するとあります。

一組のホームページで紹介されている「八丈最終処分場における地下水と安全性について」のP56「焼却灰の埋立方法」には、「鋭利な物」として釘が埋め立てられていますかどのような内容なのか説明をお願いします。

(回答) <【焼却灰の埋立方法】で説明>

埋立作業では、異物が混入していないかどうか目視により確認し、除去しています。ご指摘の資料は、八丈町議会全員協議会での説明資料ですが、これは、万が一焼却灰（主灰いわゆる燃え殻）の中に釘や針金等の鋭利な物が入っていたとしても、遮水シートの上には保護する覆土を敷いて、さらにその上に鋭利な物の入っていない飛灰をフレコンの袋ごと埋立して、さらにその中に主灰を埋立しているため、「シートには危険が及ぶことはありません。危険が及ばないように埋立方法を工夫しています」という説明であり、「主灰の中には当然釘が入っています」ということを説明したものではありません。

ごみを出す際にきちんと分別されていれば、焼却灰に鋭利な物が混入することはあり得ないわけで、島嶼一組としても作業の安全確保の面からも焼却灰への異物の混入は無くして欲しいと考えておりますので、委員の皆様も島民の方にごみ出しルールの徹底を働きかけていただきますようお願い申し上げます。

- 2) 埋立地の水たまりについて

埋立地内に「水たまりの発生がないか目視による点検」を行うことになってはいますが、事業開始からの水たまり状況（日数もしくは出現回数）を教えてください。

(回答)

水たまりについては、八丈島の土は粘土分が多いため、埋立地の覆土に使うと水たまりができやすいということはあります。ただ、これは埋立地の表面に発生する一時的な現象、まさに地表面の水たまりで解消されるものですので、処分場の安全性という面からすれば全く問題のないものです。点検を行うのは、発生状況によっては埋立作業に支障を生じる可能性もありますので、もし著しい支障が生じることとなった場合は、管理受託者の報告等によって新たな排水施設を設けることも検討しますので、その基礎資料として将来のために記録しているものです。したがって、点検は行っていますが日数や回数の集計は現在行っておりません。

埋立地内「遮水シートに大きな水圧をかけることは好ましくないため、極力、埋立地内には浸出水を貯留しないようにする。」「転圧した廃棄物は必ずしも透水性が良くない。したがって将来集水しがたくなった場合は、浸出水を速やかに排水する方策を講じる。例えば、縦型ガス抜き管に接続する水平ドレーンなどを設置する方策が考えられる。」となっておりますが、これまでどのような方策を講じ、どのような効果がありましたか。

(回答) <【降雨量と浸出水量のグラフ】で説明>

降水量と浸出水量の時間的關係から、これまでのところ雨が降った後の埋立地内の浸出水は速やかに集水され排水されていることが確認できますので、現状の集排水方法で現在は特段問題ないと考えています。

3) 八丈島水海山処分場ならでの運営管理マニュアルの作成について

運営協議会は、「周辺の環境を保全し、住民生活の安心及び安全を確保する観点から、処分場運営等について確認又は協議することを目的としています。」

今年度におきましても上流のモニタリング井戸には水がたまず、井戸底に置かれたバケツ水を調査対象としています。環境省が良いと判断したからそれで良いというわけではなく、住民が安心安全と思える運営管理マニュアルが必要と考えます。

(回答)

上流のモニタリング井戸に関しては、これまでも何度もご説明させていただいたとおり、特段の問題があるわけではなく、八丈町議会全員協議会においても理解が得られたと考えています。また、廃棄物処理法により、最終処分場の設置や維持管理の技術基準は環境省が定めることになっており、その環境省の判断に従うのは公的機関として当然のことですので、技術基準に則っている以上、現在の管理方法で十分安全が確保されていると考えています。

業務に従事している地元業者の意見も踏まえ、水海山処分場に適した運営管理マニュアルを協議する「委員会の設置」を提案します。

(回答)

実際に管理に携わるのは地元の管理受託業者ですので、その意見を踏まえ管理マニュアルを作成するのはもちろんその通りです。また、運営協議会において出された意見も管理マニュアルの改訂に活用してまいりますので、運営協議会とは別の新たな委員会を新たに設ける必要性はないと考えています。

4) 水質検査の立ち合いについて

毎月東京から来る業者さんの水質検査に立ち会っていますが、今月は立ち会うことができませんでした。地元住民としては、できる限り立ち会うことを望みますので、今後は水質検査日の公表と連絡をお願いします。

(回答)

水質検査は法令に基づき実施しているものであり、検査結果は、水質検査の「実施日」を含めて公表しておりますが、水質検査の関係者に対しての必要な連絡は現在も行っているため、水質検査の「予定日」を公表する必要性はないと考えています。

現在、地元住民へ水質検査予定日の連絡を行っていますが、これは地元住民から自主的な水質検査を処分場内で行いたいという要望があり、事故防止の観点から、島嶼一組の水質検査に合わせて実施するという条件で処分場内への立ち入りを認めている関係上、連絡を行っているものです。したがって今後も処分場内での水質検査を行いたいと希望される場合は、必ず事前に連絡をいただき、島嶼一組の水質検査に合わせて行っていただきますようお願いいたします。

3. 規約改正の提案

佐藤キエ子氏（日本大学文理学部地球システム科学科元教授）は、「水海山の降水量を測定したところ、雨量の多さのため欠測がたびたびあった場所。」（南海タイムス）と語っています。平成27年度におきましては雨水で処分場内がプール状態になりました。

八丈島の地質、火山噴火史を研究して20年になる千葉大学大学院理学研究科の津久井雅志准教授は、「最終処分場計画地・水海山で、過去にも何度も洪水があったことを示す土石流の堆積物が見つかった。（中略）普段は水の流れがなくとも、台風や集中豪雨のときには周囲に降った雨が斜面に沿って集まり、泥や砂とともに路面を流れる。また、計画地周辺は急斜面であるため、手が加えられると不安定になり崩れやすくなるという。」（南海タイムス）と確認しています。

平成26年度におきましては、処分場排水が流れる下流域で土砂が崩れたのは、昨年の運営協議会で周知の通りです。

（説明）

「処分場の排水が流れる下流域で土砂が崩れた」のは事実ですが、「処分場の排水と土砂崩れには何の因果関係もない。すなわち、処分場の存在によって土砂崩れが起こったわけではない。土砂崩れは、処分場の有無に関わらずあくまで自然現象で発生したもの」ということは昨年の運営協議会でご説明させていただいたとおりです。

私たちは今年度におきましても安全性の確認から、「臨時」運営協議会の開催を求めましたが、「必要性はない」との見解で、これまで一度も開催されていません。

要綱には、（会議の開催）について、委員はその3分の2以上の多数が必要と認めるときはいつでも座長に会議の招集を求めることができる。とされていますが、「臨時」運営協議会の開催を求めるには現実的でなく、「前」要綱通り2分の1以上で開催できるよう要綱の変更を提案します。

（回答）

「前」要綱の2分の1以上の要件は、当時は運営協議会の開催目的が工事の施工状況の確認であったため、過半数の委員の要望があれば「現場の視察（現場の工事施工状況を確認する）」という意味合いで設けていたものです。一方、現在は稼働中となりましたので、「施設の見学」や「ご質問等の個別のお問い合わせ」はいつでも受け付けております。したがって、運営協議会については、施設の年間の維持管理状況を中心として報告する、定例の毎年の運営協議会を基本として、臨時運営協議会については必要に応じて、例えば「事故が発生して環境に影響を与える恐れがある」というようなことが考えられるといった場合に開催することになります。したがって、現要綱にある委員の3分の2以上の要件というのは、大多数の委員が臨時運営協議会の開催が必要であると思うような状況のときに、開催がなされないような特異な事態を想定したものであり、通常はそのようなことはあり得ないことをご理解ください。

4. 17年間の埋立について

水海山は、4000人を超える署名とともに処分場計画の見直しを求める住民の要請があった上で建設された処分場です。当初20億円だった建設予算費は7億円追加され27億円となりました。この7億円については、各方面に波紋を広げ「地盤改良費は、事前になんの連絡もなく、いきなり出てきた。これは一組への信頼性が揺らぐ問題。7億円の増額がわかっていたら、計画推進の要望は出さなかった。」(南海タイムス)という声があったほどです。

私たちは水海山処分場の建設が進む上で、ごみのイベントや会報の発行を行い住民のみなさんに「ごみの削減」を発信してきました。町、民間企業は古紙・ダンボールのリサイクルをスタートさせ、婦人部のみなさんは生ゴミの削減を全島に広めてくれました。このような八丈町全体の取り組みで焼却灰の量は計画を大きく下回っています。

ごみの削減は、17年間に埋め立てる焼却灰量を少しでも少なくし、安全安心に水海山処分場の運用を終えたいという島民の思いが行動に移されたものです。

一組のみなさんは、住民説明会、工事説明会、運営協議会で「処分場の運用は17年間。」と私たちに説明してきました。水海山処分場のパンフレットにも埋め立て年数は17年と掲載されていますが、一組職員さんの人事異動が行われるたびに変わる「説明のあいまいさ、重なる変更」から17年間で本当に運用が終わるのか心配している島民がいます。

一組議会にて確認のうえ承認して頂き、「処分場の運用が17年間で終わる」ことを八丈島町民に広報にてお約束していただけますようよろしくお願いします。

(回答)

ご指摘のとおり、当初は埋立容量49,500m³を17年間で使う計画でしたが、住民の皆様方の努力などでごみの発生抑制やリサイクルが進んでおり、現状では計画を大きく下回る埋立量となっています。しかしながら、将来的な別の新たな処分場の建設は各町村の財政負担を大きくすることにもなりますので、当処分場の運用年数については、今後の埋立状況などをみながら適切な時期に各町村全体で協議して再度検討することになろうかと思えます。

① 委員から、埋立年数17年間の件は、適正な協議をして今後検討するという話だったが、八丈処分場を建設するにあたり、私たちは町長室に行き、大島処分場が現状にある中で八丈になぜ並列で造らないといけないのか？ 財政負担的にも大きなものがかかることを訴えたら、「いや、それは大丈夫だ」ということで建設された今までの経緯があるが、それがなぜ突然今頃になって、財政負担を理由に延長という話なのか？ そうであれば、初めから大島処分場を使ってある程度目途が立ってから、次に八丈でも良かったと思うが、一組は説明会で、私たちに「今回建設できなければ、今後、八丈島では処分場は造れないかもしれない」と公にし、その結果、この処分場は建設された。話の内容がだいぶ変わっていると思うが、その中で17年間を私たちは止むを得ず引き受けたはずなのに、ここに来て、こういう話があり得ないのではないかとこの意見があった。

一組委員から、当初計画では、当時のごみ排出量等から、49,500 m³を満杯にする場合、17年で満杯になると住民に説明したと思う。その後、ごみ排出量の抑制やリサイクル等も進んでおり、先ほどのグラフのように一直線で17年を使い切るということではなく、現在でも10%程度の埋立量であり、今この場で、17年で終了するという話ではない。小笠原には単独の処分場があるからいいが、島嶼地域の北部と南部における大島と八丈処分場は、島の生活に必要な施設でお互い近い所に1か所ずつある。もう1箇所の三宅は、平成12年に火山噴火があり、当初は灰溶融炉を備えた処分場の計画があった。だが現在、町村長の中では、三宅については大島と八丈の処分場が満杯になる直前、その辺の時点でどうするか再度検討しようということ为先送りになっている。1つ造れば20億円という、多額の税金

を投入した2つの処分場を有効的に使っていくということ。島は財政が非常に厳しい自治体であり、これから将来造れば、もっとお金がかかるかもしれないし、環境に大きく負荷を与える施設であることは間違いないので、建設場所についても、八丈も大変だったが、なかなか難しいものがある。また、税金の有効な使い方として「使えるものであれば、それは使ってください」ということで各町村長も同様に判断されるであろうと思う。その際、改めて「17年ではなく、もう少し使わせてください」ということの住民に対する説明は、どこかの時点でするのは当たり前。ただ、今の時点で「では何年間使うのか？」と問われても、それはこの場で明確には答えられない。リサイクルが進むかもしれないし、逆かもしれない。ただ、人口減少でごみが増えるとは考え難いので、有効にできるだけ長く使いたいとは思っていると回答。

これに対し委員から、大島処分場は15億円か、20億円まではかかっているが、八丈は、最初、議会で屋根付き処分場を造ろうとのことで、お金がかかり過ぎるから無理だということだったのが、20億円から突然7億円の地盤改良を含めて27億円まで膨らんだ。27億円あれば、最初に議会で進めていた屋根付きの雨の心配のない処分場を造ることも可能だったが、それでもこの場所に造らなければいけないとのことで、この施設の建設が始まった。その中で私たち島民も、それではその処分場の中のごみを少なくし、なるべく環境負担を少なくしようと。そういうことでごみのイベントなどを行って、ごみの削減も始めたし、婦人部の皆さん達は生ごみを減らそうとのことで、全島民に声を掛け、コンポスト普及なども含めて、わが家も使っているが、そういう話もあり、町の補助金を使ってまで紙のリサイクルも始めた。そういう形で、私たち島民で行動してきたことをまるきり裏切るような話だと思うという意見があった。

② 委員から、7億円が増えたのは、水海山に処分場ができると水質が汚染されるので、土壌改良・地盤改良するため、27億円もあれば屋根付きができたというが、屋根付きで地盤改良したら、もっと増えるのでは？という意見があり、これに対し別の委員から、最初の計画はここではなく、別の場所だった（27億円あれば、別の場所に屋根付きの雨の心配のない処分場を造ることも可能だった）。議員の方が詳しいと思うので、これ以上は控えますという意見があった。

③ 委員から、今この処分場ができて、17年以上使えるかもしれない。埋立量が少ないので、まだ使えそうということが、どうして困るのか？このように造られて問題なく運営していて、まだ他の所に処分場を造るべきとか、この処分場を終了すべきとお考えなのかを教えてください。また、長く使うと危ないということか？という意見があった。

これに対し別の委員から、私は専門家ではないが、環境省ホームページでは処分場の指針として、埋立処分場の性能に関する事項で「計画する埋立処分を行う期間は15年程度を目安として」と記載されており、その中で八丈処分場は、八丈、三宅、御蔵、青ヶ島のごみも入れて17年と一組は検討したと思う。その辺の2年の誤差は、ある程度これを基本にしたと思うが、基本的に環境省も、先ほどから「環境省が認めていることは」という話も幾つかあったが、私どもも、環境省が推し進める15年を目安として造っている施設において、今、17年で納得している部分を、さらに延長するというのは、では環境省の意向に対しては無視しているのかと感ずるのだが。

また、遮水シートは50年程度の耐久性があるというが、メーカーが50年間保証するとか、この遮水シートを50年間使用したという結果はない。その中で、ではどれぐらい安全なのかというのは未知数で、環境省は「処分場は15年程度を目安として計画を」としており、それを今、17年も使っていないのに、さらに延長を今から考えるというのはおかしい話だと思うとの意見があった。

- ④ 委員から、例えばこれからどんどん埋める量が増えていって 17 年以上使うのは心配というのと、そんなに埋める量が増えていないのに 17 年以上使うのは心配なので止めるというのでは、随分質的に（違うのでは）？という意見があった。

別の委員から、実は昨年も運営協議会の後、業者の方と話したときに「お前は何か言いたいのか」と言われたが、八丈処分場は一昨年、雨でプール状態になった。去年は土砂崩れもあり、この処分場は関係ないとのことだったが、10 数mに渡り多いところでは 4m位削られている。今回の釘の件も含まれていたのだが、処分場自身が八丈島では特異な環境であるということが一つある。処分場を造った五洋建設も言っていたが、「私たちは全国で処分場を造ったが、ここは処分場に適した場所ではない」とのことを踏まえ、いろんな自然環境で、いろんなこれまでの処分場ではないことが行われ、現実として現れている。その中でも、八丈処分場は遮水シートに、今でもかどろくは分からないが、水たまりがある。私も毎月来ていないが、年に 1~2 回来たときに見ると、処分場内に雨水がたまっている。浸出水となり、ほとんど雨水はなくなっているというが、水たまりが残っている。そういう処分場であると、一般的な考え方として、中の状態も普通の処分場とは違う。そうすると、一般の処分場よりもさらに疲労度が進んでいると考えている。それはどこに負担がかかるかということ、遮水シートだ。その辺が一番心配するところでもあるし、昨年、業者の方と話したときも、八丈島ならではの運営マニュアル、使い方みたいなものを検討していかないと、例えば環境省の指針には、処分場の水位を 50cm 以下にしなければいけないというルールがあるが、そういうことも常時、雨が降るたびに、すぐ流れないで 50cm 位雨水がたまっていたらどうなるのか？ その辺を確認したくて質問したが、この運営協議会では「それは問題ないから大丈夫」と終わってしまう。でも、そういうふうに八丈処分場は他の施設に比べて自然環境が厳しい場所に建てられ、疲労度が高いことを私たちがきちんと把握し、話を進めていかないと、ただ、灰が少ないから大丈夫ではないのだということを理解しなければいけないと思うという意見があった。

- ⑤ 一組委員から、いろんな論点が出たが、技術管理者として話させてもらおうと、環境省の 15 年というのはシートの耐用年数から出てきた数字ではない。処分場計画というのは上位計画にごみ処理計画がある。そういう一連の計画が 15 年単位で作るものだから、その計画に合わせて作る必要があるというだけの話。また、15 年しかシートが持たないなんて研究結果はない。現実には、新しい基準になって造られた処分場で、何らかの事故や工事の施工ミス等が原因でシートの漏水があったことは把握しているが、八丈処分場についてはそういうことはないし、何もせず自然に知らないうちにシートに穴が開いたということはなく、今まで把握している限りではない。理論的研究ではシートの主な劣化要因は紫外線だが、それを遮断すれば理論的には半永久的に持つし、紫外線以外に原因があったとしても少なくとも 100 年は持つという研究論文もある。ただ、実際は新しい基準になって 100 年も使っている処分場はないから、理屈的にはそうかもしれないが、実際は違うのではないかと問われればそうかもしれない。だが、そういうことも考えて、処分場ではシートの点検もしているし、もし何か問題があれば、最新技術を使って対応することは技術的に考えているので、そういうことで理解してもらいたい。

なお、遮水シートが 100 年持つと断言したということではない。一組は信用がないようで、前回 100 年持つと言ったのではないかと書かれると（心外）。そういう研究、見解もあるということ。一組職員が「100 年持つ」と言って、異動した後に違う職員が「実は 50 年位」などと言うと、また言っていることが違うとなるので、あくまでそういう研究もあるということでご理解いただきたい。

また、水たまりの件も、いわゆる運動場に水がたまっているのと同じことで、雨が降れば表面に水がたまってプール状にもなる。だからといって、運動場の排水が全て詰まっているというわけでもないはず。水たまりができていたからといって、排水管は詰まっているのではないということをおまほデータを使って説明させていただいたと回答。

⑥ 委員から、ダイオキシンがたくさん出たというのがあったが、今までずっとダイオキシンはないと言われていて、初めて出たと。やはりあるのかと思ったが、それはいつもと違う点検の仕方をして出たので、次からは出ないように採取をするということが気になった。ダイオキシンの出ないように採取の仕方ではなく、出ても正しいことを表すように、出ているが外に出すときは0になるというのが正しく、一番上澄みを取ってもともとないものをきれいにして出したというのは違うと思う。ないと言われると、逆にないわけではないと思うのだが。それなら、毎月きちんとかき混ぜて出しながらきれいにするとか、その辺をやっていたきたい。上澄みのきれいなところだけというのもどうかと思った。一時的に高くなったというのは分かる。だから、一時的に高くならないように、いつもかき混ぜて常に排出して、下にたまらないようにはできないのかという意見があった。

一組委員から、確かにダイオキシンは少したまっていくと、量自体がたまって濃度が大きくなってしまう。それをかき混ぜて一遍に出してしまうと、濃度が大きくなるから、その分が出てくる。ただ、今までのデータで、濃度的に何か上澄みだけ取っているという意味ではなく、濃度として表すとそういう数字になるが、量としては、下にたまっているのをかき混ぜたら濃度が上がるから、その影響が出ているということで、そういう、普通はやらないようなことをやったため、その数字が出てきたので、純粋な濃度が測れなかったという意味で、先ほど説明した。だから、正常な運転状態で濃度がそこまで高くなったら、それはまた別の問題がある可能性があるから、調べてみたということ。また、ためていくということ自体はあまり良くないから、常に掃除してもらうようにすると回答。

⑦ 委員から、三宅の廃棄物受入量が八丈より多いというのはあり得ないと思っていたら、燃えないごみが結構混じっているということだったので、多分、完全に焼却されないから量が多いのかなと思ったが、その辺はどうなのかを教えていただきたいとの意見があった。

一組委員から、三宅の量が最近、だいぶ多かったのはなぜかということ、実は数年(2~3年程)前に三宅から受け入れた灰は、だいぶ固化しており、固化したものは受入基準で受け入れないことにしているが、そういう質が悪い灰が入ってきた。それで受入基準に適合していないので受け入れなかった時期が実はあった。その後、人が代わったりした関係で、三宅で保管していたものをもう一度ふるいにかけて細かくし、受入基準に適合するように調整した上で受け入れるようになり、過去の分が今こちらに来ている。それでここ2~3年は増えているという状況がある。それについてはそろそろ終わるので、また普通どおりに量は戻っていく。一時的に、過去ためていた分が入ってきたものであると回答。これに対し委員から、それにしても多くないかとの意見があった。

一組委員から、あと一番大きいのは、お金が相当かかるらしいが、八丈は段ボールや紙を全部リサイクルに出している。だけど、三宅とか他の島は、段ボールや紙を全て燃やしている。全部灰になるので、そういう意味でも多いと回答。

別の委員から、私たちはごみ処理委員会をやっており、八丈はこんなに一生懸命減らしていて、他島から来るのはこんなにたくさんあるから、もっと頑張って減らしましょうという良い資料と思っていた。これを使って八丈はどんどん減っていることを知らせてよいかとの意見があり、一組委員はもちろんと回答。

⑧ 委員から、17年問題に戻るが、双方が自説の正当性をそれぞれ言い合っており、かみ合うことはないと思う。ただ、私たちがこの問題に取り組む大前提は、飲料水を汚染させてはならない、この水がめを毀損してはならないということから出発していると思う。先ほどいろいろな汚染物の基準値がどうなっているかということが出され、それについてはその基準値以下であると言われていた。それぞれが意見を言い合うのは、もちろん大事なこと。そういう批判なり指摘があることによって、執行部の一組側も、業者側も、姿勢がしゃんとなくなることだって、当然それは必要で大事なことだと思う。今日も事前質問があつて是正されたところもあるし、全体の共通認識になったところもあり、結構なことだと思う。ただ、

議会の立場、町全体を見たとき、今5年の経過を経て、問題のある運営がなされているとは報告を受けていない。そういったことを考えたとき、この処分場を監視することを前提にしながらも、容認していくべきではないかと私は思う。また、議会の中で話されたことだが、前町長は4,000の署名は尊重すると言っており、第三者機関をつくってくれということに関し、今の町長は協議会を基本にして、それが町と住民との間の重要なパイプ役であると。そこに期待し、第三者機関（の設置）や公害防止協定の締結はしないとされており、この協議会が住民に対して、安全性、安心性を担保する機関でなくてはならないと思う。そうしたときに、この協議会の規則（要綱）が変わったので、これについても私は苦言を呈した。12人を15人にするとか、2分の1から3分の2にするということは非常に臨時協議会を開くハードルが高くなるわけだから、開かれたごみ行政を進めていく上では、なるべくこういう話し合いを1年に1回ということではなく、何かことがあったときには2分の1から3分の2にするといったことではなく、ハードルを高めるということではなくやっていくべきではないかというようなことも指摘したことがある。いずれにせよ、この協議会が町民と事業者側とのパイプ役であることを重々に承知し、運営を凶ってってもらいたいとの意見があった。

一組委員から、大変ご理解いただきありがとうございます。委員の昔からの主張は、その時点で私どもも聞いており、その経緯も踏まえ、今の状況にもなっているので、当然、安心、安全に運営していくべき施設であり、この協議会は、大島もあるのだが、大島はこういう形であり意見が活発に出ない。だから、私どもはここに来るときは結構、それなりに準備もしなければいけないし、緊張感を持ってやっている。それがいい刺激になって、きちんとしなければいけないということにもなっているので、今言っていたことも心に留め置き、今後も今までどおりに安全、安心な処分場の運営に努めていくと回答。

- ⑨ 委員から、初歩的な確認を再度させていただきたい。資料1-1の地下水モニタリングの図で、この処分場のシートの下は地盤改良したが、その後、例えばこのシートが破れたとき、流れた水がどこに行くのかなどの実験結果を再度教えていただきたい。実験できないなら、水がどこに行くのかはわからない？ 地下水集排水管がない所のシートに穴があった場合、そこから漏れたとしても地下水集排水管に100%入るのか？ それは実験の結果？ との質問があった。

一組委員から、実験結果はないが、そもそも、これは下に地盤改良をしたというか、その周りは全部、地盤改良して囲っている状態。実験といっても、まさかシートに穴を開けるわけにもいかない。だから、事実上実験はできない。シートの直下に地下水集排水管があり、その管に向かって流れるように、シートの底面もつくってある。だから、シートに穴を開けたら、真っ先にそこに流れ込むのは、普通に考えれば分かる。地盤改良土に溝を掘って、その溝の中に管を入れている。他所から流れてきた水も、最後にはその溝の中に入るという考え方で、実験ではなく設計。実験はできないと回答。

- ⑩ 委員から、先日大きな台風が来たが、台風のとて風で埋め立てた燃え殻が巻き上がって、良からぬ影響を及ぼしたりするのではないかというようなことで、台風のとてに特別な対策は取っていますかとて質問があった。

一組委員から、台風に限らず、ごみを埋め立てるときは埋め立てが終わった後に土を被せる。そうすると、土の中に入ってしまうから風が吹いても飛び散らない。さらに（袋を）開けると、埋めるときに既に飛び散る可能性があるから、必ず水をかけて飛び散らないようにして、作業員が吸い込まないようにしている。だから、ある程度水を含んだ状態で埋めて、さらにその上に土を被せる。なので、台風が来たときにごみが表にさらされているような状態になっていることは絶対ないと言える。要するにごみが直接、風にさらされるということはない。ごみの上に必ず土があって、全てのごみが土に囲まれている状況。だから、土が乾

いて土ぼこりが上がるということはあるかもしれないが、台風のときは大抵雨が降っているから、それもないと思うと回答。

- ⑪ 委員から、埋立方法の図で、これは釘が入っていても安全という説明のための資料だったということで、念のための確認だが、焼却灰は来たときに、事業者の方が目視確認して、釘などが入っていた場合は除去するという事で間違いはないか？ それは確実に行った上で埋め立てをどう行うかということですねと確認があり、一組委員から「はい」と回答。

以上をもって、座長が運営協議会の終了を宣言。(11時50分終了)

(3) 埋立地の視察

その後、希望者による埋立地の視察が行われた。

以上